



## ボランティア講座を開催

### ～障がい者支援ボランティア“支え愛”のまちづくり～

障がい者1割支援に必要な基本的知識を学ぶ、障がい者支援活動のボランティア活動の担い手となるよう人材を育成し、障がい者1割の社会参加を図ることを目的として開催しています。

第1回目の講座は「障がいサポーターになるための2」を題して、西原福寿会館障がい者会館・加藤 会長がご講演をいただきました。

お講演には、様々な障がいのある方がいる方への必要な配慮や活動計画の立て方などをわかりやすく語られ、同時に質問が盛みで「お話しサポーター」「障がい者サポーター」の講座についての説明もありました。

また、講座の中で「障がい者として理解することが、障がいのある方も、ない方も一緒に暮らすことのできる、あふみはの未来社会を築く、第一歩になります。」とまじり懇話すること、決りをするとのこと大歓迎をされました。





# あなたの身近にあります！

## 地区社会福祉協議会(地区社協)

### 地区社会福祉協議会とは？

〇誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、現在小学校区を単位として七つの地区社協が作られています。

〇地区社協活動は、より身近な地域において、今までのような「二六」があり、それとどのように解決したらよいかを、地域のみならずに考えていた、だからから始めます。

〇すなわち、地域でかかっている「二六」は、自分たちで取り組み、できるだけ地域で解決し、どうしても運搬意識行動が、やがては住みやすい地域社会を築きあげることになります。

〇地区社協は、このような住みやすい地域社会を目指して住民が進んで福祉活動へ参加できるよう作られた組織であり、みなさんが日々生活する身近な地域における福祉活動の拠点となっています。

※二六：要望・需要



各種のイベント  
活動の場



地域をあげて開催する各地区敬老会

### 地区社協にはどんな 団体が参加しているの？

地区社協は地域のみならず全員で組織するものです。しかし、地域のみならず全員が集まって意見を出し合うこともとても無理なことです。

そこで、自治会連合会を始めとし、民生委員・児童委員協議会、食生活改善推進委員会、老人クラブ、福祉協力員やボランティアなど地区内の各種団体や、住民によって組織され



配食サービスの実施

### 市社協と地区社協との 関係は？

市社協は、地区内の福祉問題に活に組む地区社協に対して、情報提供、地区社協相互間及び市社協との連絡調整などによる支援をします。また一つの地区で必要解決できない福祉ニーズあるいは各地区が共通して抱える問題は全市的な福祉課題として、市社協が地区社協と協力して、市にあらたなこととなります。

〇「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目標としています。地域によって状況が異なっています。置質、人々の状態や福祉に対する思いも異なります。そこで、地域を踏ま

るだけ地域に合った方法で、福祉を推進するためには地区社協が必要不可欠です。



ふれあいの家庭訪問員がレクリエーション講座に参加

### 東日本大震災 義援金について

東日本大震災義援金へ多くの皆さまから温かいお気持ちをお寄せいただき、深く感謝申し上げます。現在の義援金受け付け状況(1月16日～2月15日)と、ご支援いただいた企業・団体名、個人のお名前をご報告させていただきます。お寄せいただいた義援金は、中央共同募金会及び日本赤十字社を通じて、被災者の生活再建のために配分されます。

義援金総額 **11,400円**

● 現小学校保護者と先生の会  
(1月16日～2月15日受付分)

※義援金受付開始からの総額(累計)

**16,791,028円**

※名前を公表することについての同意が得られている方につきましては、掲載をさせていただきますので、ご了承ください。

### 地区社協の役割とは？

地区社協は、それぞれが自分らしい生活を送れるような地域づくりを目標に、支え合っています。福祉活動を推進する役割を担っています。

そして、この福祉活動は、地域住民が主体となって行います。

地区社協は、把握した「二六」について話し合い、解決を図りますが、地区内での解決が困難なときには専門機関・組織等と連携して解決にあたります。このように、専門機関や組織、団体等との適切なコーディネートも、地区社協の大切な役割です。



様々なイベントなどでの募金活動



# 1人で 悩まず まず相談!



市社会福祉協議会が実施している、弁護士や司法書士の法律専門家による無料相談です。相続や土地、金銭トラブルなど法律に関する問題についてアドバイスをします。秘密は厳守します。安心してご相談ください。

ふれあい総合相談センター

## 4月の相談日

相談無料

秘密厳守

会場：老人福祉センター（須の里）です。

◆心配なこと、困っていること、何でもOK！悩みごとのある人は一人で悩まずお気軽にご相談ください。

相談の種類	相談内容	開設日	時間
心配ごと相談 (民生委員 (民生委員 (司法書士)	心配ごとや、日常生活上のいろいろな問題 (毎週金曜日)	4月6日、13日、20日、 27日	13:00 16:00
法律相談 (弁護士)	法律に関する相談 (4月は第1・第3金曜日)	4月6日、20日	13:30 15:30

◎法律相談は予約制です。事前に予約してください。池谷中央社会福祉協議会 ☎45-6116  
なお、法律相談は初回の方を優先します。

## 善意銀行業務報告

(平成24年1月10日～平成24年2月15日)

月	品名	預託者
1	家具庫ポート ブルトレ	田口 進

預託  
の部

## 「こだま」の 広告掲載にご協力をお願いします!

池谷市社会福祉協議会だより「こだま」は、市報に折り込み市内全戸配布しているほか、公共施設などに計12,000部を配布しており、市民に広く浸透している機関です。

貴店・貴社の店名・会社名や商品等のPRに活用したいという方は、ぜひ、広告掲載にご協力いただき、お申込みをお願いいたします。なお、「こだま」は市内全戸配布のため、PRのエリアや対象が明確です。

### 発行頻度及び発行日

平成24年度は12回の予定(毎月5日発行)

### 広告掲載料(1回あたり掲載料)

1枠 5,000円(横 18cm × 縦 5cm)

半枠 5,000円(横 9cm × 縦 5cm)

※掲載したい広告の掲載料は、発行頻度の一部に反映させていただきます。

### 入稿までのスケジュール

発行日の前月1日までに掲載希望及び大きさをご連絡ください。原稿の締め切りは前月10日までとなります。

### お申込み方法

広告の原稿を添えて、所定の申請書とともに郵送又は持参してください。なお、公益法人の機関誌のため、掲載をお断りしている内容(業種)もありますので、ご了承ください。

※その他、ご不明な点などがございましたら、ご遠慮なく下記へお問い合わせください。

池谷市社会福祉協議会 担当：松本  
TEL:0859-45-6116 FAX:0859-45-6146

## 意見箱を設置しています。

池谷市社会福祉協議会では、実施事業や福祉サービスに関する市民の声をより幅広く収集し、サービスの質の向上を図るために「意見箱」を設置しています。

この意見箱は市内各公民館及び市役所第2庁舎入口に設置していますので、皆さんの声を聞かせてください。



平成24年度

## ボランティア活動保険の加入について

加入  
できる方

ボランティア個人・団体、NPO法人またはその所属の無償のボランティア

補償期間

平成24年4月1日午前0時から平成25年3月31日午後12時まで  
※4月1日以降の加入については、加入申込手続き完了日の翌日から

補償内容

- ケガの補償(ボランティア自身の死亡、後遺障害、入院通院保険など)
- 賠償責任の補償(活動中に他人の身体、財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき)
- 無償の意思により他人や社会に貢献するボランティア活動
- 社会福祉協議会に属出、または委嘱された活動であること

対象となる  
ボランティア活動

保険料

280円～720円  
(加入プランにより異なります)

問合せ先

加入申込手続きや補償内容など、詳しくは市社協 ☎45-6116) 松本まで

## 社会福祉協議会の福祉サービス に対する苦情解決処理制度

～苦情解決第三者委員会～



地港市社会福祉協議会が実施する各種福祉サービスの苦情を、第三者委員により円滑な解決を進める制度です。

福祉サービスの苦情については、社会福祉協議会事務局、または「第三者委員」へ直接お申し出ください。

第三者委員 (3名)	佐々木 篤志 ☎45-3102
	徳尾 勝 ☎42-3643
	遠藤 隆弘 ☎42-6478

## 池谷兄弟を 応援します

私たち「池谷兄弟を応援する会」は、境港市のボルフリン症患者である池谷鉄兵さん・栄治さん兄弟を取り組む難病指定を求めた署名活動に協力し、全国の患者の皆様やご家族の方々が安心して暮らせる社会の実現を目指すと、平成21年3月境港市市民を中心とした有志が集まり結成いたしました。

結成以来当会は精力的に活動を展開し、去年平成21年11月には厚生労働省に第1回目の請願を行ひ110,520筆の署名を提出いたしました。

そしてこの度、平成24年1月20日には第2回目の請願として140,028筆の署名を厚生労働省へ届けることができました。

この55万筆にものぼる貴重な署名は、全国組織である「全国ボルフリン症対策患者の会(さくら友の会)」と共同で活動を進めてまいりました。

これらひとえに境港市市民の皆様を始め、全国からたくさんの方々にご支援をいただきました場でございます。この場をお借りいたしましてお礼と請願のご報告をさせていただきます。

第1回目の署名提出から今回の提出まで、国・難病指定に対する動きには全く進展がなく、この度は不退転の志を持って上京し、対応いただきました辻弘厚生労働大臣からは、前向きに取り組みたいという言葉をいただきました。

できました。当会ではこれまで、通算13回の街頭署名を行うほか各企業・団体の皆様にも協力をお願いし、署名活動の輪も取集から全国各所までと広がりてまいりました。

それは、署名数が増えるだけでなくボルフリン症を始めとした難病についての理解が広がっていくことを意味しています。

池谷さん兄弟のボルフリン症はこれまで国内では900例の報告がなされているだけで、これは難病指定されていないことと患者がボルフリン症であるかどうか診断できる医師が全国的に少ないことや疾患に対する研究が進んでいないことが原因で、単なる日焼けによる火傷、たれなどとは診断されることが多々あり潜在的な患者数は未知数であるといえます。

今後も私たちは、ボルフリン症を始めとした難病についての理解を広げたい活動と署名活動を続けてまいりますので、何卒皆様方の温かいご支援・ご協力をお願い申し上げます。これまでの御礼とご報告とさせていただきます。ありがとうございました。



右側男：辻弘厚生労働大臣、左側男：池谷鉄兵、池谷栄治

平成24年2月吉日

池谷兄弟を応援する会  
代表 堀 富美  
社協だより「こだま」6

福祉  
情報

処方せん受付

## 増谷薬局

●蓮池店●  
境港市蓮池町102  
TEL:0859-47-0325  
FAX:0859-47-0322

●元町店●  
境港市元町1797  
TEL:0859-42-3436  
FAX:0859-42-2011

# こころ温まるご寄付をいただき ありがとうございます

## 一般寄付 (平成24年1月16日～平成24年2月15日)

(敬称略)

月日	金額(円)	氏名	摘要
1.20	100,000	木村隆之(渡町)	社会福祉基金へ

## 香典返しご寄付芳名録 (平成24年1月16日～平成24年2月15日)

(敬称略)

月日	金額(円)	故人	寄付者	住所	月日	金額(円)	故人	寄付者	住所
1.16	30,000	景山茂雄	松下隆	上道町	2.6	30,000	足立茂	足立博己	幸神町
16	200,000	中枝達雄	中枝新一	明治町	6	30,000	渡部しづ子	渡部曉夫	森岡町
17	30,000	手島茂男	手島敦	本町	6	50,000	寺本良美	寺本達夫	明治町
17	30,000	多賀早苗	多賀進	—	7	100,000	鳥谷篤夫	鳥谷憲司	明治町
17	30,000	先東泰子	先東慶子	幸神町	8	30,000	門脇和子	門脇真一	朝日町
18	30,000	市川美津子	市川寛	幸神町	8	30,000	富谷弘子	富谷信一	竹内町
18	30,000	岩田はるこ	岩田典夫	福定町	10	10,000	福田文栄	古川則子	兵庫東三木市
18	30,000	宮脇忠徳	宮脇陸子	福定町	10	30,000	荒木福美子	荒木伊作	兵庫東宝塚市
20	30,000	青木勝芳	青木敏子	誠道町	10	30,000	西岡菊枝	西岡亮	竹内町
25	30,000	松本繁明	松本澄代	渡江町	10	30,000	足立くら	足立義則	新屋町
27	30,000	森浩	森光子	外江町	13	30,000	眞榮壽美子	眞榮啓一	中野町
30	30,000	高梨和子	高梨邦弘	外江町	13	50,000	手島はるゑ	手島稔	上道町
31	10,000	(匿名)	(匿名)	小篠津町	14	30,000	庄司主子	庄司勝	渡町
31	30,000	井田智子	民部慶子	米子市上後藤	15	50,000	手島弘恵	手島久美子	東雲町
2.1	50,000	里道達	里道瑞枝	上道町	15	30,000	足立ちよ子	足立昇	財ノ木町
2	80,000	武良千代司	武良一夫	高松町	15	50,000	納原央	納原陸	竹内町

■「ごだま」への香典返し芳名録掲載につきましては、寄付者ご本人の了解をいただいております。

一般寄付、香典返しは、高齢者、児童、障がい者の福祉事業、ふれあい総合相談事業等、地域福祉活動を推進する上で貴重な財源として活用させていただいております。なお、一般寄付、香典返しは、市社会福祉協議会(竹内町老人福祉センター東側)、または市役所(福祉課)で取扱っております。

## 福祉モニターを募集します!!

現在、市社会福祉協議会では、会員のご意見やご要望を継続的に聴取し、事業に反映させることを目的として、福祉モニターを設置しています。この福祉モニター10名のうち、3名を公募いたしますので、福祉モニターをご希望される方、また詳細が知りたい方は、市社協までお問合せください。なお、モニター要件等は下記のとおりです。



### 福祉モニター要件

モニターは、募集年度の4月1日現在満20歳以上の方で、市内に住所を有する方、市内に通勤している方、市内で活動している方から会長が委嘱します。

(任期：平成24年4月1日～9月30日)

### 謝礼

謝礼は、モニター1名に対し2,500円とし、一括して支払います。

### 福祉モニターとは？

会員や福祉団体、施設、行政等との協働関係を深め、社協事業を推進するため、福祉モニターを設置し事業に反映させることを目的としています。

市社協が行う事業を少なくとも1回は見学し、福祉モニター会議(年2回程度)で意見を出してもらったり、市社協に関するアンケート調査に回答してもらいます。

市社協 ☎45-6116 (担当:松本)